

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○土地改良法による道営換地計画の決定……………	(農業施設管理課)	70
○土地改良法による道営換地処分……………	(農業施設管理課)	70
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(維持管理防災課)	70

告 示

北海道告示第719号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、旭川市福寿地区、比布町比布中央第2地区及び上富良野町東中南地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和2年11月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年11月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第720号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、滝川市西南8丁目地区及び深川市日向地区の換地処分をした。

令和2年11月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第721号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年11月24日

北海道知事 鈴木直道

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 栗山北広島線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
夕張郡長沼町字馬追原野3番3地先から 空知郡南幌町3198番4地先まで	前	11.71mから 20.61mまで	400.00m	—
	前	10.30mから 38.00mまで	408.13m	—
	後	11.71mから 37.75mまで	400.00m	—